

2月は市町村宛指名願いの月。①新規②格付UP 希望③申請業種を変更の方は手続きが必要。昨年、28・29年度の申請をした方も、市町村によっては納税証明書他の提出が求められます。



「西馬事務所に作成して貰った経審の書類を土木事務所に持って行ったら“分類した完工高が間違っている”と受付の職員から言われた…毎年信賴して頼んでいるのに…？」との電話が県南の業者さんから掛かってきました。二重三重のチェックをして書類をお作りしている当方もビックリ仰天!! 直ぐに見直してみるとその原因が判明。今回の経審から新しい許可業種“解体工事”が入ってきました

「西馬事務所に作成して貰った経審の書類を

たが、この分類の仕方について土木事務所の職員が理解していなかった事が分かりました。県庁の土木建築部に連絡し土木事務所職員への指導で解決!! 昨年11月にも別の土木事務所で同様の問題が起き

また発生 理解不足 県南のミス 理解不足 完工高の分類に誤り

ており複雑になった経審の申請書類に付いていけない県職

員の混乱ぶりが見えてきます。経審は公共工事受注のパスポート。建設業者の営業権に直結します。ご自社で手続きをする方も含めて公正公平な基準に則った審査をして欲しいものです。



「2年前に知事から解散命令の出た農業組合法人の清算終了書類を作って欲しい。頼みつけの司法書士が“県の解散命令が出た清算手続きはした事がない”と言うので…」(A農組)「①普通株主と②優先株主(議決権はないが配当を優先的に受けられる)が

司法書士や役所が難色 特殊書類 の作成依頼相次ぐ

ない書式があります。しかし困難に直面した依頼者の要望にお応えするのがプロの仕事です。農組法人の過去の書類をすべてお預かりし時間を掛けて調査。そこから清算の具体策が見えて

きました。また①普通株式に②優先株式を替えるには不利益

を被る②の株主全員の同意が必要です。議事録の他に“同意書”を準備し、一人ひとりに署名捺印して貰う事で解決。依頼者の要望にお応えできて何よりです。



西馬事務所のHPを全面リニューアル! HP上でのメールのやり取りも可能になりました! 当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力お願いします。